



豊川市

本庁舎等整備ニュース

vol.
7

基本計画に関する住民説明会を開催しました！

基本構想に基づき、新しい本庁舎等に導入する機能や規模、整備手法などをまとめた「豊川市本庁舎等整備基本計画」について、広く市民の皆さまにお知らせするため、令和6年9月30日から10月5日までに市内5地区において住民説明会を開催しました。



地区	開催日時	開催場所	参加人数
一宮	9月30日(月) 18時30分～	農業者トレーニングセンター	26名
音羽	10月1日(火) 18時30分～	音羽生涯学習センター	11名
御津	10月3日(木) 18時30分～	御津生涯学習センター	21名
小坂井	10月4日(金) 18時30分～	小坂井生涯学習センター	29名
豊川	10月5日(土) 13時30分～	豊川市勤労福祉会館	23名
延べ参加人数			110名

<住民説明会のようす>



一宮地区



音羽地区



御津地区



小坂井地区



豊川地区

住民説明会でいただいたご意見やご質問は、次のページに掲載しているだリン☆



基本計画の内容や住民説明会の詳細は、豊川市ホームページでご覧になれます。以下のページをご確認ください。

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/gyoseiunei/manejiment/honchoushaseibi/zaisa20230127.html>



<住民説明会の主な意見・質問>

主な意見・質問	回答
A-2案の1期工事部分は、A-1案の1期工事部分より小さく表示しているが、そのような理解でよいのか。	そのとおりです。
A-1案とA-2案における新本庁舎の合計面積は、それぞれ 13,000 m ² で変わらないという理解でよいのか。	そのとおり。なお、現時点では約 13,000 m ² と想定しているが、引き続き設計段階において、電子化など将来の行政サービスのあり方の変化、職員数の変動などを考慮しつつ、規模を精査していく。
合併推進債はA-2案の場合、2期工事部分までを含めて活用できるという理解でよいのか。	そのとおりです。
新庁舎に上下水道部と教育委員会が集約されることだが、既存の一宮庁舎と音羽庁舎はどのような利用を考えているのか。 また、機能が新庁舎に集約されることで、職員が少なくなると寂れてしまうのではないのかといった不安がある。	現在、上下水道部は一宮庁舎に、教育委員会は音羽庁舎に配置され、行政機能の分散化という課題がある。なるべく一つの庁舎で手続きなどが完結できるよう、課題を解決したいと考えている。なお、一宮庁舎については、再編整備の取組を進めており、令和7年度から工事に着手する。こぞかい葵風館のような新しい複合施設として、支所機能を含めて、児童館や図書館、体育館などを集約した施設を計画している。音羽庁舎については、令和13年度に教育委員会が移転する計画となっている。以降の予定は未確定だが、音羽地区については市全体で取り組むリーディング事業に位置づけており、将来的には機能を集約しつつ、利便性を向上するような方向で再編整備を進めていきたいと考えている。詳しい内容は、豊川市公共施設適正配置計画に記載しており、ホームページでも紹介しているため、ぜひご覧いただきたい。
災害時のことを考慮し、新庁舎と分庁舎を地下でつなぐ計画はあるか。	ハザードマップ上では佐奈川が氾濫した場合、豊川市役所近辺は50cm程度の浸水が予測されている。防災上の安全性やコスト削減の観点から、現在のところは地下で庁舎間をつなぐ想定はしていない。
本庁舎敷地周辺道路等については、見通しが悪いところもあり、危険性があると感じている。車両を含めた動線計画について、今後設計を進めていく中でどのように考えているのか。 また、住民の意見をどのように取り入れていくのか、市の基本的な考えを教えてください。	動線については、概要版の4ページのとおり、歩行者空間を確保すると整理している。しかしながら、現時点の考え方を示したものであり、設計段階において引き続き検討を行う。 後段の質問について、基本構想や基本計画は、各種アンケートやワークショップを通じて、市民や庁舎利用者などの意見を伺いながら、学識経験者、各種団体、公募市民からなる策定委員会において議論し、取りまとめたものになっている。整備方針において、3つの基本理念と9つの方針を示しているが、わかりやすさや使いやすさ、バリアフリー、駐車場についての意見を数多くいただいたことから、方針1「スムーズに手続きできる庁舎」、方針2「誰もが利用しやすい開かれた庁舎」を真っ先に掲げた経緯がある。この住民説明会でいただいたご意見を含め、今後事業を進める上での参考とし、すべての人にやさしく開かれた、本市にとってベストな庁舎をつくっていききたい。
建設から改修、外構、解体工事までの合計が131.9億円となっており、その55%が市の実質負担額となるということか。	合併推進債は、対象経費の90%に充当でき、既存の施設の統廃合に係る事業については、その50%が交付税措置される。全て対象経費と仮定した場合、理論上は45%が交付税措置され、残りの55%が市の負担となる。

今後は基本・実施設計に取り掛かっていきます！

新しい本庁舎等の整備にあたっては、今後は基本計画で示す条件に基づき、建物の構造や配置、デザイン、工事費等について検討を行い、設計図面を作成する「基本設計・実施設計」を行っていきます。令和6年度中に設計業務に取り掛かり、令和8年度までに設計を終え、令和9年度より建設工事に着手する予定を見込んでいます。

これからいろんな情報を発信していくだリン☆

